

## 地方独立行政法人神奈川県立病院機構組織規程の一部改正について

### 1 改正の趣旨

地方独立行政法人法の改正（平成 29 年 6 月 9 日公布、平成 30 年 4 月 1 日施行）に伴い、内部統制の組織を設置するため、所要の改正を行うものである。

### 2 改正の内容

#### 【地方独立行政法人神奈川県立病院機構組織規程】

- (1) 現在のコンプライアンス推進室を内部統制・コンプライアンス室に変更し、当該室を内部統制とコンプライアンスを推進する組織として位置付けることとした。  
(第 5 条関係)
  
- (2) 内部統制・コンプライアンス室の事務に、内部統制に係る事務を追加することとした。(第 6 条の 2 関係)

### 3 施行年月日

平成 31 年 4 月 1 日

地方独立行政法人神奈川県立病院機構組織規程 新旧対照表

新	旧
<p>第1条～第4条 (略) (本部の組織)</p> <p>第5条 本部に事務局及び<u>内部統制・コンプライアンス室</u>を置く。 2、3 (略)</p> <p>第6条 (略) (<u>内部統制・コンプライアンス室の事務</u>)</p> <p>第6条の2 <u>内部統制・コンプライアンス室</u>は次の各号に掲げる事務をつかさどる。 <u>(1) 内部統制委員会に関すること。</u> <u>(2) 内部統制に係る対策の検討及び実施に関すること。</u> <u>(3) リスク管理に関すること。</u> <u>(4) 内部監査に関すること。</u> <u>(5) 契約監視委員会に関すること。</u> <u>(6) コンプライアンス委員会に関すること。</u> <u>(7) コンプライアンスの推進に係わる基本方針に関すること。</u> (廃止)</p> <p><u>(8) コンプライアンス違反への対応と再発防止策に関すること。</u></p> <p><u>(9) 内部統制及びコンプライアンスの推進のための職員の研修に関すること。</u></p> <p><u>(10) その他内部統制及びコンプライアンスの推進に関すること。</u></p> <p>第7条～第22条 (略)</p> <p><u>附 則</u> <u>この規程は、平成31年4月1日から施行する。</u></p>	<p>第1条～第4条 (略) (本部の組織)</p> <p>第5条 本部に事務局及び<u>コンプライアンス推進室</u>を置く。 2、3 (略)</p> <p>第6条 (略) (<u>コンプライアンス推進室の事務</u>)</p> <p>第6条の2 <u>コンプライアンス推進室</u>は次の各号に掲げる事務をつかさどる。 (新設) (新設) (新設) (新設) (新設) (新設)</p> <p><u>(1) コンプライアンスの推進に係わる基本方針・行動規範等の明確化</u> <u>(2) コンプライアンスの意識の浸透及びコンプライアンスの遵守・徹底のための教育・研修</u> <u>(3) コンプライアンス違反への対応(窓口における相談、問題解決等)と再発防止策</u> (新設)</p> <p><u>(4) その他コンプライアンスの普及推進に関すること</u></p> <p>第7条～第22条 (略)</p>

地方独立行政法人神奈川県立病院機構本部組織図（新旧対照表）

